

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第71回）議事概要

1 日 時

平成28年3月31日（木）13時58分～14時57分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、  
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

福岡総合通信基盤局長、大橋電気通信事業部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、  
秋本事業政策課長、飯村事業政策課企画官、堀内事業政策課調査官、竹村料金サ  
ービス課長、内藤料金サービス課企画官

（3）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信  
設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度の接続  
料の改定等）について【諮問第3080号】

接続委員会主査代理である酒井委員から接続委員会での調査・検討の結果につ  
いて報告があり、審議の結果、法人税率を23.9%から23.4%へと引き下げるこ  
等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を  
改正する等の法律」が平成28年3月29日に成立したことから、これらの法律が  
施行された後、改正後の税率を踏まえて接続料が再算定された場合には、認可す  
ることが適当との答申をした。

【内容】

実績原価方式を適用するドライカップ、ラインシェアリング、専用線等の平成28  
年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更の認可を行うもの。

イ 接続料規則等の一部改正について【諮問第3081号】

接続委員会主査代理である酒井委員から接続委員会での調査・検討の結果について報告があり、審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

接続料規則（平成12年郵政省令第64号）において規定されているアンバンドル機能のうち、一部の機能について、アンバンドル機能から削除する等の関係規定の整備を行うもの。

ウ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に伴う告示の制定について【諮問第3082号】

審議の結果、意見募集の結果を踏まえ、諮問のとおり制定することが適当との答申を行った。

【内容】

先の国会で可決成立し、昨年5月22日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第26号）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則第22条の4の規定に基づき、禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する告示を制定するもの。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）について【諮問第3083号】

接続委員会主査代理である酒井委員から接続委員会での調査・検討の結果について報告があり、審議の結果、法人税率を23.9%から23.4%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に成立したことから、これらの法律が施行された後、改正後の税率を踏まえて接続料が再算定された場合には、認可することが適当との答申をした。

【内容】

接続料規則等の一部を改正する省令の公布及び一部施行を受けた、長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定に係るもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧下さい。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡下さい。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・宇佐美

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：[ip-council@soumu.go.jp](mailto:ip-council@soumu.go.jp)